様式第九号（第十条の六関係）　　平成３１年　２月１４日　　３０環資産変第１０６号
許可番号　第１３－２０－０３９００４号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　東京都足立区入谷二丁目１９番７号

氏　名　　株式会社長岡商店
代表取締役　長岡　俊一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項　第１４条の２第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　平成３１年　１月　８日

許可の有効年月日　　平成３６年　１月　７日

１　事業の範囲
（１）業の区分：中間処理
（２）中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
ア　破砕　　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（以上６種類）
イ　溶融　　：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
（以上１種類）
ウ　圧縮・梱包　　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
（以上６種類）

２　事業の用に供する施設　　（施設詳細は裏面）
（１）東京都足立区加賀二丁目３０番９号
（２）東京都足立区入谷五丁目１６番３２号

３　許可の条件
（１）作業時間は、原則として８時から１７時までとする。
（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（３）中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成 11年 1月 8日　新規許可
平成 31年 1月 8日　更新許可　第４回
平成 31年 2月14日　変更許可　処分する産業廃棄物の種類の追加（圧縮・梱包：紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）

５　規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　有

（裏面あり）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都

様式第九号（第十条の六関係）　　平成３１年　２月１４日　　３０環資産変第１０６号
（裏面）　　許可番号　第１３－２０－０３９００４号

２　事業の用に供する施設

（１）東京都足立区加賀二丁目３０番９号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破　砕	廃プラスチック類	4.50(t/日)	9.64(t/日)	平成10年9月30日	-------	----------
	紙くず	7.84(t/日)			-------	----------
	木くず	10.7(t/日)			第51013号	平成13年2月1日
	金属くず	7.84(t/日)			-------	----------
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	17.9(t/日)			-------	----------
	がれき類	33.3(t/日)			第51013号	平成13年2月1日
破　砕	廃プラスチック類(ペットボトルに限る)	0.48(t/日)	----------	平成10年9月30日	-------	----------
溶　融	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)	0.48(t/日)	----------	平成10年9月30日	-------	----------

（２）東京都足立区入谷五丁目１６番３２号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	279(t/日)	201(t/日)	平成14年10月15日	-------	----------
	紙くず	209(t/日)				
	木くず	-------				
	繊維くず	140(t/日)				
	金属くず	280(t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	-------				

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。